

令和 3 年度
鈴鹿亀山地区広域連合
鈴鹿市基幹型地域包括支援センター
運営方針（案）

「地域包括支援センターの設置運営について」（厚生労働省
老健局関係課長通知）に基づく直営型地域包括支援センタ
ーにおける包括的支援事業の実施方針

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

1 基幹型センター設置の目的

鈴鹿市民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが必要である。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、医療・介護・福祉等に関わるような幅広い関係機関・関係者の連携・調整を推進していくことが重要である。このため、こうした連携・調整を推進するための中核機関として、日常生活圏域を担当する地域包括支援センターとともに、地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等を行うための鈴鹿市基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）を設置する。

2 基幹型センターの位置づけ

- (1) 基幹型センターは、直接の担当圏域を持たず、介護保険の保険者である鈴鹿亀山地区広域連合（以下「広域連合」という。）が行う業務の一環として、地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等の業務に重点的に取り組む。
- (2) 基幹型センターは、鈴鹿市社会福祉協議会へ運営業務委託及び設置し、地域包括支援センターの業務と高齢者施策全般及び他の関連施策との密接な連携を図る。

3 業務共通事項の実施方針

(1) 事業運営体制の充実

- ア 地域包括支援センター長会議、地域包括支援センター連絡会議、基幹型地域包括支援センター運営会議、研修会等を通じて、広域連合が定める地域包括支援センターにおける業務の実施方針を明示するとともに、各地域包括支援センターの事業計画策定に際しての支援・助言等を通じて、広域連合と地域包括支援センターの運営方針の共有及び連携の強化を図る。
- イ 地域包括支援センターの自己評価結果に基づき、地域包括支援センター事業の点検・評価を取りまとめ、広域連合に提出する。
- ウ 広域連合が実施する地域包括支援センターの事業評価の結果を活用して、各地域包括支援センターへの支援・助言等の充実や、地域包括支援センター間のノウハウの共有等を図る。

- エ 地域包括支援センター間の交流の強化等を通じて、地域包括支援センター間の業務・連絡調整の円滑化及びノウハウの共有を図る。
- オ 広域連合の広報媒体やセンターから市民への周知文書の作成及び配布、関係団体等との連携に基づき、地域包括支援センターのPRを推進する。
- カ 土日、夜間等における連絡体制を整備する。

(2) 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施

地域包括支援センターに対して、広域連合が提供するサービス利用状況や介護保険認定申請の状況等、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供する。

(3) 地域包括支援センター職員の確保・育成

- ア 地域包括支援センター職員の資質向上に向けた研修計画を策定・明示し、計画的な研修の開催や参加支援を行う。
- イ 地域包括支援センター職員の育成の観点から、職種別専門部会への支援の強化を図るとともに、地域包括支援センターの事業評価を活用した実践的な学びの場の提供等を行う。
- ウ 地域包括支援センターの求めに応じて、広域連合の広報媒体の活用等を通じて、地域包括支援センター職員の募集を支援する。

(4) 個人情報保護の徹底

広域連合の個人情報保護に関する規程に従って、基幹型センター及び地域包括支援センターにおける個人情報保護の徹底を図る。

(5) 利用者満足の向上

- ア 苦情対応の実施方針を明示するとともに、地域包括支援センターから苦情について報告や協議を受ける体制を構築する。
- イ 地域包括支援センターが受けた対応困難な苦情について、苦情解決に向け、地域包括支援センターと協力しながら支援等を行う。

(6) 公正・中立性の確保

- ア 地域包括支援センターに対して、公正かつ中立性を確保して、介護サービス事業所、施設、居宅介護支援事業所等の紹介や指定介護予防支

援業務の委託先の選定を行うことを徹底する。

- イ 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会において、公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項について報告・説明等を行い、承認を受ける。

4 個別業務の実施方針

(1) 総合相談支援業務

- ア 地域包括支援センターが対応する個別事例の緊急性を把握しつつ、地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例など、地域包括支援センターから支援要請があった相談事例について、相談事例解決に向けた直接的、間接的な支援を行う。
- イ 地域包括支援センターにおける相談事例の状況を把握・分析し、相談事例への効果的な対応に向けた方策を検討するとともに、スキルアップを図るために基幹型センター内で事例検討会等を実施する。
- ウ 医療・介護・福祉等の関係団体の会議・行事等への積極的な参加等を通じて、市レベルの関係団体・機関・行政との連携を図る。
- エ 地域包括支援センター運営マニュアルや相談受付マニュアルを整備し、相談支援の標準化を図る。

(2) 権利擁護業務

- ア 高齢者の権利を擁護するための成年後見制度の適用に関し、鈴鹿市社会福祉協議の鈴鹿市後見サポートセンターみらいと協働して地域包括支援センター職員における成年後見制度の理解の促進を図る。
- イ 地域包括支援センターと連携しつつ、困難事例に対して、高齢者虐待対応が必要と判断される場合には、鈴鹿市長寿社会課との連携を図る。
- ウ 高齢者虐待事例や高齢者虐待を疑われる事例に対して迅速に対応できるよう関係機関と連携を図る。
- エ 高齢者をターゲットにした消費者被害防止への対応力の強化を図るため、鈴鹿亀山消費生活センター等の関係機関との協力関係を構築する。
- オ 養護者支援の充実、若年層への虐待防止啓発の活動を進め、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応できる環境を整備する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 地域包括支援センターによる介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の計画的な開催を支援する。
- イ 地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例など、支援要請があった相談事例について、相談事例解決に向けた直接的、間接的な支援（同行訪問、サービス担当者会議への出席等）を行う。
- ウ 重度の要介護者を在宅で支えるための社会資源の開発や医療との連携など、在宅生活の限界点を高めるためのケアマネジメント実施に向けた介護支援専門員への支援を行う。
- エ 地域包括支援センターが実施した、居宅介護支援事業所への研修や指導の内容を取りまとめ、広域連合へ報告するとともに、広域連合の居宅介護支援事業所への指導方針について、地域包括支援センターと情報共有し、研修内容へ反映させること。

(4) 地域ケア会議関係業務

- ア 自立支援型地域ケア会議の運営及び地域ケア圏域会議（日常生活圏域レベル）の運営支援及び鈴鹿市地域ケア推進会議（市レベル）へ地域課題を報告することにより、三層構造の地域ケア会議を通じた、個別事例及び地域における課題の解決を進める。
- イ 地域包括支援センターが行う地域ケア圏域会議から出された市内の共通課題等を整理し、地域の高齢者に関する情報提供や課題抽出を行うとともに、広域連合、鈴鹿市、地域包括支援センター及び関係機関と課題解決の政策化に向けて検討する。
- ウ 地域ケア会議の連携強化、会議運営ノウハウの共有化、会議運営マニュアルの充実等を通じて、地域ケア個別会議及び地域ケア圏域会議の機能強化を図る。
- エ 自立支援型地域ケア会議を運営し、地域におけるより多くの介護支援専門員等が会議を通じた支援が受けられるようルール作りや環境整備を進める。
- オ 関係団体・関係機関・行政の連携の下、鈴鹿市地域ケア会議の課題解決能力の充実を図る。

(5) 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

- ア 多様なサービス（短期集中予防サービス、住民主体のサービス等）の

積極的な活用など，自立支援型ケアプランの作成に向けた地域包括支援センターへの支援を行う。

(6) 介護予防普及啓発事業

- ア 各種介護サービスの存在，利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用について，広域連合，鈴鹿市と協議し，地域包括支援センターとの情報共有を図る。
- イ 地域包括支援センターが実施する，高齢者の生活支援にかかわる制度や情報，在宅介護等に関する情報の提供及び利用や介護予防についての啓発を支援する。

(7) 在宅医療・介護連携推進業務

- ア 医療的な課題が存在する困難事例等への対応を推進するため，鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センター「すずらん」との連携会議を開催する等，鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センターと，基幹型センター及び地域包括支援センターとの連携体制を強化する。
- イ 医療関係者とのネットワーク構築の観点から，鈴鹿市在宅医療・介護連携支援センター「すずらん」と緊密に連携しつつ，医療関係者と地域包括支援センターの合同の事例検討会・講演会・勉強会等の開催・開催支援を行う。
- ウ 医療，介護，福祉関係者及び行政とのネットワーク構築の観点から，鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議や鈴鹿市医師会が開催する鈴鹿市在宅医療登録医会等に出席するとともに，連携体制を強化する。

(8) 認知症総合支援業務

- ア 認知症初期集中支援の推進
基幹型認知症初期集中支援チームとの協働により，地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームとの連携方針を検討する。
- イ 認知症地域支援・ケア向上の推進
認知症地域支援推進員と協働し，地域における認知症ケアの向上を図るための取組を推進する。

(9) 生活支援体制整備事業

ア 生活支援体制整備の推進

第1層生活支援コーディネーターと連携しながら、不足する生活支援・介護予防サービスの開発など生活支援体制整備を進める。

イ 協議体への参加

第1層協議体に参加し、地域での生活支援体制整備を支援する。

(10) 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが行う介護予防事業について、自立支援の推進に向けた後方支援を行う。

(11) 各種会議の開催と出席

基幹型地域包括支援センター運営会議、地域包括支援センター長会議、及び、地域包括支援センター連絡会議、専門職別ワーキング、その他各種研修会へ出席を通じて広域連合と緊密な連携を図る。

令和 3 年度

鈴鹿亀山地区広域連合

亀山市基幹型地域包括支援センター

運営方針（案）

「地域包括支援センターの設置運営について」（厚生労働省
老健局関係課長通知）に基づく直営型地域包括支援センタ
ーにおける包括的支援事業の実施方針

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

1 基幹型センター設置の目的

亀山市民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが必要である。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、医療・介護・福祉等に関わるような幅広い関係機関・関係者の連携・調整を推進していくことが重要である。このため、こうした連携・調整を推進するための中核機関として、日常生活圏域を担当する地域包括支援センターとともに、地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等を行うための亀山市基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）を設置する。

2 基幹型センターの位置づけ

- (1) 基幹型センターは、直接の担当圏域を持たず、介護保険の保険者である鈴鹿亀山地区広域連合（以下「広域連合」という。）が行う業務の一環として、地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等の業務に重点的に取り組む。
- (2) 基幹型センターは、亀山市社会福祉協議会へ運營業務委託及び設置し、地域包括支援センターの業務と高齢者施策全般及び他の関連施策との密接な連携を図る。

3 業務共通事項の実施方針

(1) 事業運営体制の充実

- ア 地域包括支援センター長会議、基幹型地域包括支援センター運営会議、研修会等を通じて、広域連合が定める地域包括支援センターにおける業務の実施方針を明示するとともに、各地域包括支援センターの事業計画策定に際しての支援・助言等を通じて、広域連合と地域包括支援センターの運営方針の共有及び連携の強化を図る。
- イ 地域包括支援センターの自己評価結果に基づき、地域包括支援センター事業の点検・評価を取りまとめ、広域連合に提出する。
- ウ 地域包括支援センターの事業評価の結果を活用して、各地域包括支援センターへの支援・助言等の充実や、地域包括支援センター間のノウハウの共有等を図る。
- エ 地域包括支援センター間の交流の強化等を通じて、地域包括支援センター間の業務・連絡調整の円滑化及びノウハウの共有を図る。

オ 広域連合の広報媒体やセンターだよりの作成及び配布，関係団体等との連携に基づき，地域包括支援センターのPRを推進する。

カ 土日，夜間等における連絡体制を整備する。

(2) 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施

地域包括支援センターに対して，広域連合が提供するサービス利用状況や介護保険認定申請の状況等，担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供する。

(3) 地域包括支援センター職員の確保・育成

ア 地域包括支援センター職員の資質向上に向けた研修計画を策定・明示し，計画的な研修の開催や参加支援を行う。

イ 地域包括支援センター職員の育成の観点から，職種別専門部会への支援の強化を図るとともに，地域包括支援センターの事業評価を活用した実践的な学びの場の提供等を行う。

ウ 地域包括支援センターの求めに応じて，広域連合の広報媒体の活用等を通じて，地域包括支援センター職員の募集を支援する。

(4) 個人情報保護の徹底

広域連合の個人情報保護に関する規程に従って，基幹型センター及び地域包括支援センターにおける個人情報保護の徹底を図る。

(5) 利用者満足の向上

ア 苦情対応の実施方針を明示するとともに，地域包括支援センターから苦情について報告や協議を受ける機会を設ける。

イ 地域包括支援センターが受けた対応困難な苦情について，苦情解決に向け，地域包括支援センターと協力しながら支援等を行う。

(6) 公正・中立性の確保

ア 地域包括支援センターに対して，公正かつ中立性を確保して，介護サービス事業所，施設，居宅介護支援事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行うことを徹底する。

- イ 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会において、公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項について報告・説明等を行い、承認を受ける。

4 個別業務の実施方針

(1) 総合相談支援業務

- ア 地域包括支援センターが対応する個別事例の緊急性を把握しつつ、地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例など、地域包括支援センターから支援要請があった相談事例について、相談事例解決に向けた直接的、間接的な支援を行う。
- ウ 地域包括支援センターにおける相談事例の状況を把握・分析し、相談事例への効果的な対応に向けた方策を検討するとともに、スキルアップを図るために基幹型センター内で事例検討会等を実施する。
- エ 医療・介護・福祉等の関係団体の会議・行事等への積極的な参加等を通じて、市レベルの関係団体・機関・行政との連携を図る。
- オ 地域包括支援センター運営マニュアルや相談受付マニュアルを整備し、相談支援の標準化を図る。

(2) 権利擁護業務

- ア 高齢者の権利を擁護するための成年後見制度の適用に関し、地域包括支援センターと共有するとともに、地域包括支援センター職員における成年後見制度の理解の促進を図る。
- イ 地域包括支援センターと連携しつつ、困難事例に対して、高齢者虐待対応が必要と判断される場合には、亀山市長寿健康課との連携を図る。
- ウ 高齢者虐待事例や高齢者虐待を疑われる事例に対して迅速に対応できるよう関係機関と連携を図る。
- エ 高齢者をターゲットにした消費者被害防止への対応力の強化を図るため、鈴鹿亀山消費生活センター等の関係機関との協力関係を構築する。
- オ 養護者支援の充実、若年層への虐待防止啓発の活動を進め、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応できる環境を整備する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 地域包括支援センターによる介護支援専門員を対象にした研修会・事

例検討会等の計画的な開催を支援する。

- イ 地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例など、支援要請があった相談事例について、相談事例解決に向けた直接的、間接的な支援（同行訪問、サービス担当者会議への出席等）を行う。
- ウ 重度の要介護者を在宅で支えるための社会資源の開発や医療との連携など、在宅生活の限界点を高めるためのケアマネジメント実施に向けた介護支援専門員への支援を行う。
- エ 地域包括支援センターが実施した、居宅介護支援事業所への研修や指導の内容を取りまとめ、広域連合へ報告するとともに、広域連合の居宅介護支援事業所への指導方針について、地域包括支援センターと情報共有し、研修内容へ反映させること。

(4) 地域ケア会議関係業務

- ア 地域ケア個別会議（個別事例レベル）及び自立支援型地域ケア会議・地域ケア圏域会議（日常生活圏域レベル）・の運営及び亀山市地域ケア推進会議（市レベル）へ地域課題を報告することにより、三層構造の地域ケア会議を通じた、個別事例及び地域における課題の解決を進める。
- イ 地域包括支援センターが行う地域ケア圏域会議から出された市内の共通課題等を整理し、地域の高齢者に関する情報提供や課題抽出を行うとともに、広域連合、亀山市、地域包括支援センター及び関係機関と課題解決の政策化に向けて検討する。
- ウ 地域ケア会議の連携強化、会議運営ノウハウの共有化、会議運営マニュアルの充実等を通じて、地域ケア個別会議及び地域ケア圏域会議の機能強化を図る。
- エ 自立支援型地域ケア会議を運営し、地域におけるより多くの介護支援専門員等が会議を通じた支援が受けられるようルール作りや環境整備を進める。
- オ 関係団体・関係機関・行政の連携の下、亀山市地域ケア会議の課題解決能力の充実を図る。

(5) 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

- ア 多様なサービス（短期集中予防サービス、住民主体のサービス等）の積極的な活用など、自立支援型ケアプランの作成に向けた地域包括支

援センターへの支援を行う。

(6) 介護予防普及啓発事業

- ア 各種介護サービスの存在，利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用について，広域連合，鈴鹿市と協議し，地域包括支援センターとの情報共有を図る。
- イ 地域包括支援センターが実施する，高齢者の生活支援にかかわる制度や情報，在宅介護等に関する情報の提供及び利用や介護予防についての啓発を支援する。

(7) 在宅医療・介護連携推進業務

- ア 医療的な課題が存在する困難事例等への対応を推進するため，在宅医療・介護連携支援の亀山市担当課と，地域包括支援センター及び基幹型センターとの連携体制を強化する。
- イ 医療関係者とのネットワーク構築の観点から，在宅医療・介護連携支援の亀山市担当課と緊密に連携しつつ，医療関係者と地域包括支援センターの合同の事例検討会・講演会・勉強会等の開催・開催支援を行う。
- ウ 医療，介護，福祉関係者及び行政とのネットワーク構築の観点から，亀山市在宅医療連携推進協議会及び多職種連携会議や亀山医師会が開催する勉強会等に参加し連携体制を強化する。

(8) 認知症総合支援業務

- ア 認知症初期集中支援の推進
認知症初期集中支援チームとの協働により，地域包括支援センターと認知症初期集中支援チームとの連携方針を検討する。
- イ 認知症地域支援・ケア向上の推進
認知症地域支援推進員と協働し，地域における認知症ケアの向上を図るための取組を推進する。

(9) 生活支援体制整備事業

- ア 生活支援体制整備の推進
第1層，第2層生活支援コーディネーターと連携しながら，不足する

生活支援・介護予防サービスの開発など生活支援体制整備を進める。

イ 協議体への参加

第1層協議体に参加し、地域での生活支援体制整備を支援する。

(10) 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが行う介護予防事業について、自立支援の推進に向けた後方支援を行う。

(11) 各種会議の開催と出席

地域包括支援センター長会議及び専門職別ワーキング、基幹型地域包括支援センター運営会議、その他各種研修会へ出席を通じて広域連合と緊密な連携を図る。

令和 3 年度

鈴鹿亀山地区広域連合

地域包括支援センター運営方針（案）

介護保険法第 115 条の 47 第 1 項の規定に基づく委託型
地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方
針

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

1 地域包括支援センター設置の目的

鈴鹿亀山地区広域連合（以下「広域連合」という。）管内の鈴鹿市民，亀山市民が，住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう，医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することが必要である。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては，医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者の連携・調整を推進していくことが重要である。このため，こうした連携・調整を推進するための中核機関として，日常生活圏域を担当する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）を設置する。

2 地域包括支援センターの位置づけ

- (1) 地域包括支援センターは，10か所の日常生活圏域ごとに設置し，地域包括支援センターの事業を適切・公正・中立かつ効率的に実施することができる法人への委託を通じて，事業を実施する。
- (2) 地域包括支援センターは，地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等を行う基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）と密接に連携しつつ，長寿社会開発センター作成の「地域包括支援センター運営マニュアル2訂」で示される運営における基本視点，「公益性」の視点，「地域性」の視点，「共同性」の視点から事業を実施する。

3 業務共通事項の実施指針

(1) 事業計画の策定と評価・改善

ア 地域包括支援センターは，担当圏域の実情及びニーズに合った事業計画を策定し，地域住民へわかりやすく周知するとともに，事業計画に基づいた事業を実施しているか評価を行い，必要な業務改善を行う。

イ 地域包括支援センターは，広域連合（基幹型センターを含む。以下同じ。）が定める方法により事業についての評価を行うとともに，この評価結果と，鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会における事業についての点検・評価結果を踏まえて，必要な業務改善を行う。

(2) 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施

地域包括支援センターは，日常的な地域活動及び地域ケア会議等を通じて，担当圏域における高齢者のみ世帯等の高齢者の実情や利用者のニーズを把握

し、重点的に行うべき業務を定めて業務を実施する。

(3) 職員の確保・職員の姿勢

ア 地域包括支援センターは、多様なニーズに対応できる知識・経験のある職員の確保及び育成を行う。

イ 地域包括支援センター職員は、地域住民の支援にあたっては、常に住民の最善の利益を図るために、自己研鑽に努める。あわせて、地域の関係機関等とのネットワーク構築の観点から、情報共有、業務協力、交流等を通じて、専門職間の連携を効果的に進める。

ウ 地域包括支援センター職員は、3職種のチームアプローチや、地域の保健・医療・福祉・介護の専門職及びボランティア等との多職種連携を通じて、効果的な高齢者支援を行う。

(4) 個人情報の保護

地域包括支援センターは、業務上知り得た高齢者や家族の個人情報が、不特定の者に漏れたり、目的外で使用されたりすることがないように、情報管理を徹底する。

(5) 利用者満足の上昇

ア 地域包括支援センターは、利用者が利用しやすい相談体制を組むとともに、利用者の満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備する。

イ 平日の来所相談等が困難である家族介護者等に対応するため、事前の予約により土曜日に面接相談等の対応を行う。

(6) 広域連合、基幹型センターとの緊密な連携

地域包括支援センターは、基幹型センターが開催するセンター長会議（原則毎月開催）、地域包括支援センター連絡会議・研修会への出席等を通じて、広域連合、基幹型センターと緊密な連携を図る。

(7) 公正・中立性の確保

ア 地域包括支援センターは、介護サービス事業所、施設、居宅介護支援事業所等の紹介を公正・中立に行う。

イ 地域包括支援センターは、公正・中立性の確保を図るため、広域連合が行う鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会への報告・説明等に協力する。

4 地域包括支援センターの業務について

(1) 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務

- (ア) ワンストップ窓口を基本に、相手の立場に立って対応し、必要に応じて適切な保健・医療・福祉・介護等のサービスにつなぐなど、サービス調整も含め、専門的・継続的な視点で相談業務を行う。
- (イ) 相談内容の把握・分析を行うとともに、相談事例の解決のために、緊急性に応じた進捗管理や高齢者以外の他分野との連携等、必要な対応を行う。
- (ウ) 相談事例の効果的な解決等のために、関係機関、関係者（介護サービス事業者、医療機関、地域づくり協議会（鈴鹿市）、まちづくり協議会（亀山市）、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等）の会議・行事等への積極的な出席を通じて、地域における関係機関・関係者とのネットワークを構築する。
- (エ) 高齢者支援等に関する介護保険外サービスなど、地域の社会資源を把握・開発する。

(2) 権利擁護業務

- ア 生活困窮等の問題を抱えた高齢者が、自らの権利を理解して行動できるように支援する。
- イ 認知症等により判断能力の低下が見受けられる場合は、適切な介護サービスの利用や関係機関の紹介、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を図り、高齢者の権利擁護を図る。
- ウ 高齢者を虐待から保護する必要があるときは、市との協議や関係機関との連携を行い、適切かつ迅速な対応を行う。
- エ 消費者被害防止のための関係機関・関係者との連携や、権利擁護に関する啓発のための取組を実施する。
- オ 養護者支援の充実、若年層への虐待防止啓発の活動を進め、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応できる環境を整備する。
- カ 地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議へ出席、助言を行う。必要に応じて身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会へ出席、助言を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 介護支援専門員に対する相談窓口の設置や、地域の関係機関と連携した事例検討会・研修会の開催等を通じて、地域の介護支援専門員に対して、専門的見地から日常的個別指導・助言を効果的に行う。
- イ 地域の介護支援専門員に対して、同行訪問やサービス担当者会議への出席等を通じて、支援困難事例への個別指導・助言を効果的に行う。
- ウ 介護支援専門員が、医療機関との連携や介護保険サービス以外の社会資源の活用を円滑に行えるよう、地域の関係機関・関係者のネットワークを活用した支援を行う。

(4) 地域ケア会議関係業務

- ア 地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議の開催を通じて、困難事例等の個別事例の課題を解決するとともに、地域の課題を把握する。なお、上記会議は、地域づくり協議会（鈴鹿市）、まちづくり協議会（亀山市）、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等との連携など、地域の実情に応じて開催するとともに、地域ケア圏域会議については、地域の関係機関等の意見を聴取して事例やテーマの選定等を行う。
基幹型センターが開催する自立支援型地域ケア会議の運営に協力及び出席する。
また、地域ケア個別会議及び自立支援型地域ケア会議については、地域におけるより多くの介護支援専門員等が会議を通じた支援を受けられるよう配慮する。
- イ 地域ケア個別会議及び自立支援型地域ケア会議で抽出された地域課題を、地域ケア圏域会議の議論を通じて解決すること、広域連合の定める方法に従って地域の課題を広域連合に報告することなど、三層構造の地域ケア会議の連携を通じて、地域の課題解決を図る。

(5) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）・指定介護予防支援業務

- ア 介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対し、自立支援に向けたケアマネジメントを行い、予防給付相当サービスに加え、短期集中予防サービスや住民主体のサービスなどの多様なサービスの活用を推進する。
- イ 居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合は、委託を適正に行う。

ウ 地域包括支援センター業務の運営全般の安定性を確保する観点から、地域包括支援センターの専門職と介護予防支援業務の担当者の密接な連携を図り、業務量の平準化等に努める。

エ 介護予防に意欲的に取組もうとする高齢者に対しチェックリストを活用して、生活機能、心身機能等を把握し、生活機能の低下を予防できない現状や要因の特定及び課題分析から一般介護予防事業の紹介等の必要な情報提供、高齢者本人が地域における集いの場に自ら積極的に参加していく等、セルフケアを継続できるようアドバイスを行う。また、ケアマネジメントの一定期間後、状態をアセスメントし、必要時、地域の社会資源や一般介護予防事業の紹介等の情報提供、セルフケアの継続についてアドバイスを行う。

(6) 広域連合指定事業

ア その他の包括的支援事業について

前項に掲げる以外の包括的支援事業については、別に定める「令和３年度地域支援事業における連携方針」に基づき業務を行う。

イ 担当圏域内の地域密着型（介護予防）サービス事業所が主催する運営推進会議又は介護・医療連携推進会議等への参加

次に掲げる事業所が行う運営推進会議または介護・医療連携推進会議等に参加し、必要な助言等を行うこと。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

地域密着型通所介護・療養通所介護

（介護予防）認知症対応型通所介護

（介護予防）小規模多機能型居宅介護

（介護予防）認知症対応型共同生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

看護小規模多機能型居宅介護

各種会議への出席

基幹型センターが開催する地域包括支援センター長会議（原則毎月開催）及び地域包括支援センター連絡会議（鈴鹿市）、専門職部会、自立支援型地域ケア会議、その他各種研修会へ出席するとともに、それらを通じて広域連合と緊密な連携を図ること。

(7) 指定介護予防支援事業

- ア 地域包括支援センターに併設して、指定介護予防支援事業所（法第115条の22）を設置し、指定介護予防支援事業（予防給付のマネジメント）を実施する。
- イ 指定介護予防支援事業については、「鈴鹿亀山地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成27年4月1日施行）を遵守し、介護保険における要支援者一人ひとりに必要なサービスが、公正・中立に提供されるよう努める。
- ウ 指定介護予防支援事業の実施に当たっては、自立支援に向けたケアマネジメントを行い、予防給付及び予防給付相当サービスに加え、住民主体のサービスや短期集中予防サービスなどの多様なサービスの活用を推進する。
- エ 指定介護予防支援事業の管理者が1人で配置され、担当職員を兼ねていても、管理業務に支障がない場合は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント業務に従事（兼務）できるものとする。
- オ 最終的な責任を指定介護予防支援事業者が負うことを前提に、業務の一部を委託する場合も、公正・中立を確保し、三重県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識および能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者とする。また、適切な業務を実施するために、委託事業者を対象とした研修会を開催する。
- カ 委託を行った場合も、サービス計画作成のためのアセスメント業務が適正に行われているか、評価が適切に実施されているか、責任をもって確認を行い、今後の指定介護予防支援の方針等を決定する。

